



田中 俊一氏(たなか・しゅんいち)昭和20年福島市生まれ、東北大学工学部卒。前原子力委員会委員長代理。現在、復興興計画検討委員会委員、県および伊達市、飯館村の除染アドバイザーを務める

福島県の放射能汚染の現状

現在、福島県を最も大きく汚染しているのは3月15日の朝に福島第一原発2号機の格納容器が水素爆発した時に放出された放射能だ。その時に放出された放射能は、主に揮発性の強い放射性物質でヨウ素、セシウム、希ガス。希ガスは風と共に通って行けど、当初はヨウ素が非常に多かったので半減期が8日という事で物理的に減ってきた。今残っているのはセシウム137と134。今後、原子炉の状態が安定して警戒区域が解除されたとしても、線量の高い地域は帰れない。ここに除染の問題が出てくる。

では当然のことだが「早く帰りたい、戻りたい」ということ。同時に「本当に戻れるのだろうか」「被ばくが怖い。特に子供への影響が怖い」「戻っても働く場所がない」「もう、もうもの思いが不安なラッシュになっている」といふ声も聞かれる。

私は除染をやらないと何も始まりませんと申し上げているが、除染だけではこれらの不安や問題がすべて解決できるわけではない。放射能測定システム、モニタリング、健康診断・健康相談システム、風評被害対策、仕事の創生などの施策を重層的にやっていく必要がある。放射能除染について意義があるか。とにかく、事故によって多くの産業が失われた。すぐに産業を再生させるとか、新しい産業を持つてくるのは簡単なことではない。この何年間は一つの雇用の機会として除染を活用し方がよい。

放射能の除染と作業管理

元日本原子力学会長 田中俊一氏

伊達市の富成小学校・幼稚園では全体的な除染を行った。文部科学省は校庭だけを天返しして下がったと言っているが、実際にはグラウンドの手前に土手があり、校舎の中の線量にはまったく関係がない。コンクリート等はプラスチックによる剥離、土手は父兄による刈り払いやボランティアによる草(根)の抜き取り、中央階段は電気カッターによる剥離など、校舎の周り全部をいろいろな方法で

除染の動きとして2次・3次補正、来年度の概算要求で相当な額が積み上げられてきているが、実際には2次補正は内閣府、3次補正は環境省と分かれていて、さっぱり

飯館村長泥地区は、非常に空間線量率が高くなる所がホットスポットという状況。ある家では後ろの屋敷林(いぐね)から杉の葉などが大量に屋根に積もっていた。雨樋

物が出てくる。国の方針だけでなく、草や樹木、コナクリート・アスファルトのくず、汚泥も出てくるし、家畜の糞尿も大変な量になる。中間貯蔵施設は、これをまとめて集積・保管できるという場所にした方がいいと思える。普通こういう廃棄物は

ただでなく、草や樹木、コナクリート・アスファルトのくず、汚泥も出てくるし、家畜の糞尿も大変な量になる。中間貯蔵施設は、これをまとめて集積・保管できるという場所にした方がいいと思える。普通こういう廃棄物は

健康に対するリスクはいろいろある。タバコを吸うと10000ミリシーベルトの発がん率になるし、受動喫煙は40〜60ミリシーベルト。酒を飲みすぎると8000ミリシーベルト。運動不足、肥満、やせ過ぎもかなりの発がんリスクがある。要するに、作業の面でも楽だ。

健康に対するリスクはいろいろある。タバコを吸うと10000ミリシーベルトの発がん率になるし、受動喫煙は40〜60ミリシーベルト。酒を飲みすぎると8000ミリシーベルト。運動不足、肥満、やせ過ぎもかなりの発がんリスクがある。要するに、作業の面でも楽だ。

どうにもならないので、まずは除染ありきたり。避けている方たちにとっで、除染をして戻れる環境が少しずつでも進むことが、不安を克服して将来への希望を抱くことにつながる。それから除染は人の健康だけでなく、生活環境を取り戻し、農産物等への影響を低減する上でも非常に大事だ。

また、福島県ではこの事故によって多くの産業が失われた。すぐに産業を再生させるとか、新しい産業を持つてくるのは簡単なことではない。この何年間は一つの雇用の機会として除染を活用し方がよい。

除染した結果、どこを測っても1ミリシーベルト以下なら、校舎内では0.2〜0.4ミリシーベルトになる。かなり濃度が高かったプール水は、下の水利組合や農家の方たちとも話し合ってお話を聞いて、検出限界の7以下になり、7月19日にプール開きを行うことができた。特定避難勧奨地点の下小国地区では、初めて建設業者の方にも協力してもらった。市が中心になっ

除染に伴う廃棄物の処分

福島県では相当な量の廃棄物が出てくる。土壌

福島県では相当な量の廃棄物が出てくる。土壌

福島県では相当な量の廃棄物が出てくる。土壌

除染の基本は基礎自治体 地域の協力、理解が不可欠

建設トッププランナー倶楽部幹事会

除染の基本は基礎自治体 地域の協力、理解が不可欠

特別講演「放射能の環境汚染の低減を目指して」

放射性物質汚染対処特措法の概要

放射能汚染の環境汚染への対処別措置法は昨年8月に成立し、1月1日に本格的に施行。政府の原子力災害対策本部における基本方針というところで、福島県の期待が高い法律に基づいて、除染が始まることとなる。

特措法は、放射性物質による環境汚染への対処に、国、地方公共団体、関係原子力事業者(東京電力)等が講ずべき措置等を定めることにより、環境汚染による人の健康、生活への影響を速やかに低減することが目的。

国は原子力政策を推進してきた社会的責任を鑑み、必要となる措置を実施。地方公共団体は国の施策への協力を通じて適切な役割を果たす。原子力事業者である東京電力は誠意をもって必要な措置を実施することにも協力する責務を負う。

特別措置法の基本方針は、環境大臣が基本方針の案を策定、昨年11月11日に閣議決定、放射性物質を含む廃棄物をどうするかを示された。環境大臣が計画的避難区域、警戒区域を対策地に指定し、災害がれきも含めて域内廃棄物は国が直接廃棄物の処理を行う。廃棄物の処理は、廃棄物処理法で市町村行政になっているが、今回、広い地域で地震・津波災害が発生したため国が直接処理する。



鷲坂 長美氏(さぎさか・おさみ)東京大学法学部卒、昭和53年自治省入省。岡山県企画部長、同総務部長、自治省政務次官、消防庁救急救助課長、環境省環境計画課長、同大臣官房総務課長などを歴任

放射性物質による環境汚染対処特措法

環境省水・大気環境局長 鷲坂 長美氏

福島に環境再生事務所設置

らについても市町村行政で処理するのは難しいため、環境省が一定の基準(1キログラム50000円)を決め、基準を超えるものについては国が指定廃棄物として処理する。

環境省令で示している技術基準では、汚染状況重点調査地域は年間1ミリシーベルト(0.23マイクロシーベルト)で除染実施計画を定める地域とした。

警戒区域、計画的避難区域以外の除染は、汚染の状況を調査する必要の

ある地点があるため、汚染状況重点調査地域を国が指定して、県と市町村が調査を行い、除染実施計画を作成し、実際の除染を行う形。

除去土壌等の処理は、収集、運搬保管という流れ。現場で保管されている。特に下水道汚泥は毎日増え続け保管が厳しい状況になっている。これは福島県だけに限らず広範な地域に及ぶ。これは福島県だけに限らず広範な地域に及ぶ。これは福島県だけに限らず広範な地域に及ぶ。

基本方針のポイント
人の健康、生活環境の影響を速やかに低減させることが基本。環境汚染への対処の進捗状況を定期的に点検し、その都度見直すこととなる。

生活の妨げになる廃棄物処理を優先させるため、既存の廃棄物処理施設等も積極的に活用する。作業を行う本人の健康管理の重要性も柱。

除染は、人の健康の保護が目的であり、影響が大きい地域から優先的に実施する。

追加被ばく線量が比較的高い地域は、必要に応じて表土を削り取り、建物を洗浄、道路側溝等の清掃等を行うことが適当とされた。追加被ばく線量を減らす期間については、さまざまな議論があり昨年10月に中間貯蔵施設のロードマップを発表した。

福島県では廃棄物の量が非常に多いため、県内に中間貯蔵施設を確保せざるを得ないというお願いをし、中間貯蔵施設を建設するための工程表を示し、24年度内に場所を決める方向。供用の年限を決める必要があるため、仮置き場からの搬入開始から3年程度をめどに中間貯蔵施設への搬入ができるように工程を示している。

仮置き場の保管期間は3年というところで、住民の皆さんには負担を掛けることになるが年限を切ることによって理解を求めている。できるだけ早く中間貯蔵施設の場所の選定

土壌の減量化、放射性物質を分離して濃縮する技術は、世界的にも多くないため、環境省でさまざまな方向から検討している。中間貯蔵、最終処分はそうした除染技術開発の状況を踏まえて検討する。

追加被ばく線量が比較的高い地域は、必要に応じて表土を削り取り、建物を洗浄、道路側溝等の清掃等を行うことが適当とされた。追加被ばく線量を減らす期間については、さまざまな議論があり昨年10月に中間貯蔵施設のロードマップを発表した。

福島県では廃棄物の量が非常に多いため、県内に中間貯蔵施設を確保せざるを得ないというお願いをし、中間貯蔵施設を建設するための工程表を示し、24年度内に場所を決める方向。供用の年限を決める必要があるため、仮置き場からの搬入開始から3年程度をめどに中間貯蔵施設への搬入ができるように工程を示している。

仮置き場の保管期間は3年というところで、住民の皆さんには負担を掛けることになるが年限を切ることによって理解を求めている。できるだけ早く中間貯蔵施設の場所の選定

中間貯蔵の期間は長い年月になると考えている。また、最終処分のためにはいろいろな技術開発も必要になると想定し、中間貯蔵開始から30年以上に福島県外で最終処分を行う考え方を示している。

今後の除染に向けた一部自衛隊による除染作業が含まれている。場所は警戒区域、計画的避難区域で今後の本格的な除染の拠点となる役場が中心。本格的な除染の前には道路等のインフラを除去しなければならず、1月から先行して開始する。市町村の除染計画へのも急いで進めている。

1月から福島市に環境再生事務所を設置。公務員は60人程度だが民間人と合わせて100人以上の規模とする。4月以降は人員を増強し200人以上の公務員、民間人を含め300人以上の体制で県内の数カ所に支所を設けて本格的に除染を進め、福島の再生に努めていきたい。